

店舗等名義承継承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、店舗等の管理事務に関する要綱第8条の使用者等の名義の変更について、必要な事項を定める。

(承継基準)

第2条 市長は、名義人が死亡その他の事情により営業を継続できなくなった場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、名義承継予定者に名義承継の承認をすることができる。

- (1) 営業期間が原則として1年以上あること。ただし、名義人の死亡により営業を継続できなくなった場合を除く。
- (2) 名義承継予定者が、名義人の配偶者（内縁関係、西宮市パートナーシップ宣誓証明制度に基づくパートナーを含む。）又は名義人の3親等以内の親族であること。
- (3) 名義承継予定者が、営業を継続できる十分な能力を有すること。
- (4) 名義人（名義人が死亡しているときはその遺族）と名義承継予定者との間で、内装備品等について引継ぎが行えること。
- (5) 名義承継予定者が、市税を滞納していないこと。
- (6) 名義承継予定者が、市営住宅の入居者である場合には当該市営住宅の家賃を滞納していないこと。
- (7) 名義承継予定者が、市営駐車場の使用者である場合には当該市営駐車場の使用料を滞納していないこと。
- (8) 名義人が、名義を変更しようとする店舗の使用料を滞納していないこと。
- (9) 名義承継予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 市長は、店舗の名義人が法人を設立した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該法人に名義承継の承認をすることができる。

- (1) 名義人が、当該法人の代表者又は代表権を有する役員となること。
- (2) 名義人が、1年以上営業を続けていること。
- (3) 名義承継予定者である法人の本社及び事業所が、西宮市内にあること。
- (4) 名義承継予定者である法人が、営業を継続できる十分な能力を有すること。
- (5) 名義人と名義承継予定者である法人との間で、内装・備品等について引継ぎが行えること。
- (6) 名義承継予定者である法人が、市税を滞納していないこと。
- (7) 名義人が、名義を変更しようとする店舗の使用料を滞納していないこと。
- (8) 名義承継予定者である法人の登記上の役員が、暴力団員でないこと。

3 市長は、店舗の名義人である法人が合併又は分割（以下「合併等」という。）をしようとする場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該合併等をした後の法人に名義承継の承認をすることができる。

- (1) 名義人である法人の代表権を有する役員が、名義承継予定者である合併後の法人の代表権を有する役員となること。
- (2) 前項2号から8号に該当していること。

4 市長は、店舗の名義人である法人が解散した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、名義承継予定者に名義承継の承認をすることができる。

- (1) 名義承継予定者が、当該法人の「代表者」又は当該法人の「代表者」の3親等以内の親族であること。
- (2) 当該法人の「代表者」以外に承継する場合は、1年以上営業を継続していること。

- ただし、当該代表者が死亡している場合はこの限りでない。
- (3) 名義承継予定者が、営業を継続できる十分な能力を有すること。
 - (4) 名義人である法人と名義承継予定者との間で、内装・備品等について引継ぎが行えること。
 - (5) 名義承継予定者が、市税を滞納していないこと。
 - (6) 名義承継予定者が、市営住宅の入居者である場合には、当該市営住宅の家賃を滞納していないこと。
 - (7) 名義承継予定者が、市営駐車場の使用者である場合には当該市営駐車場の使用料を滞納していないこと。
 - (8) 名義人が、名義を変更しようとする店舗の使用料を滞納していないこと。

(手続き)

第3条 名義人又は名義承継の承認を受けようとする者は、店舗名義承継申請書に承継理由を証するための必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において店舗の名義承継を承認したときは名義承継承認書により、承認しないときは名義承継不承認書により申請者に対し通知しなければならない。

(その他)

第4条 この要綱に定めるほかに必要な事項は、住宅部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年 4月 1日より実施する。

付 則

この要綱は、令和4年12月1日から実施する。